

島根県報

号外第五九号

平成十四年四月十六日

(火曜日)

監査公表

監査結果の公表

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定により実施した

監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年四月十六日

島根県監査委員	上 代 義 郎
同	岡 本 昭 二
同	品 川 川 一
同	生 田 洋 一

第1 監査の趣旨

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成13年度は、次のテーマを選定し監査を実施した。

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

公の施設の維持管理の合理化について

2 監査の目的

本県では、住民の福祉等を増進する目的で「公の施設」を設置し、教育、文化、福祉、スポーツ等の各分野において、広く県民の利用に供している。

「公の施設」が県民に有効に利用されるためには、県民のニーズを的確に把握しながらサービスの向上に努めることが必要である。

また、管理運営に当たっては、経済的、効率的、効果的な運営が求められている。

「公の施設」のなかで、県が自ら管理運営するよりも、一層サービスが向上し、そのサービスを住民が享受できる施設については、一定の要件を備えた法人（以下「団体」という。）にその管理運営を委託している。

近年、供用を開始した施設があるので、県全体として管理運営に要する経費が年々増大しており、県は、管理委託した施設が適正な委託料積算に基づいて委託を行っているかどうか、委託団体は、適切かつ効率的な維持管理に努めているかどうか、について監査を行い、今後の「公の施設」の維持管理の合理化に資するものとして実施することとした。

第3 監査の概要

1 実施期間

平成14年 1月 9日から平成14年 2月 1日までの間に実施した。

2 監査方法

指定した監査資料の提出を求め、調査分析を行うとともに、実地監査を行った。

3 監査の着眼点

- (1) 施設は、設置目的に沿って有効に利用されているか。
- (2) 施設を委託するに当たり、管理委託費の積算が適切に行われているか。
- (3) 施設の管理は、適切かつ効率的に行われているか。
- (4) 委託団体への指導監督は適切か。

第4 監査の結果

1 施設概況

(1) 監査対象施設

県が設置した公の施設のうち、その管理運営を団体に委託している主な施設を監査対象とした。

ただし、県直営施設であっても同種の施設が管理委託されている場合は、委託できないか検討するため監査対象に加えて監査を実施した。

監 査 対 象 施 設	所 在 地	所 管 課	県出資の有無	管 理 委 託 団 体
しまね海洋館	浜田市久代町	定住企画課	有	（財）しまね海洋館
女性総合センター	大田市大田町	県 民 課	〃	（財）しまね女性センター
県 民 会 館	松江市殿町	文化振興課	〃	（財）島根県文化振興財団
美 術 館	松江市袖師町			

三 瓶 自 然 館	大田市三瓶町	景観自然課	〃	(財)三瓶フィールドミュージアム財団
[総合福祉センター] ・いきいきプラザ島根 ・いわみーる	松江市東津田町 浜田市野原町	長寿社会課	〃	(財)島根県社会福祉事業団
穴 道 湖 自 然 館	平田市園町	漁業管理課	無	(財)ホシザキグリーン財団
産 業 交 流 会 館	松江市学園南1丁目	商工企画課	有	(財)くにびきメッセ
武 道 館	松江市内中原町	保健体育課	〃	(財)島根県体育協会
体 育 館	浜田市黒川町		〃	〃
サ ッ カ ー 場	益田市乙吉町		無	(財)益田市文化スポーツ振興財団
少 年 自 然 の 家	江津市松川町	生涯学習課	有	(財)島根県文化振興財団
青 少 年 の 家	平田市小境町		—	県直営
博 物 館	松江市殿町	文化財課	有	(財)島根県文化振興財団
八雲立つ風土記の丘	松江市大庭町		〃	〃
古墳の丘古曾志公園	松江市古曾志町		—	県直営
17 施 設		10 課		9 団体・2 直営

* 公の施設の委託団体である公益法人の概要は、別添資料1のとおりである。

(2) 施設の形態

主な設置目的などにより形態別に分類した施設の状況は、次のとおりである。

形態 所管課	会 館	社会教育 研修施設	ス ポ ー ツ 施 設	博物館等 類似施設	公 園	計
定住企画課				1		1
県 民 課	1					1
文化振興課	1			1		2
景観自然課				1		1
長寿社会課	2					2
漁業管理課				1		1
商工企画課	1					1
保健体育課			3			3
生涯学習課		2				2
文化財課				2	1	3
計	5	2	3	6	1	17

(3) 施設の所在地

17施設の所在市町村別は、次のとおりである。

形態 所在地	会 館	社会教育 研修施設	ス ポ ー ツ 施 設	博物館等 類似施設	公 園	計
松 江 市	3		1	3	1	8
浜 田 市	1		1	1		3
益 田 市			1			1
大 田 市	1			1		2
江 津 市		1				1

平 田 市		1		1		2
計	5	2	3	6	1	17

(4) 施設の委託状況

17施設の委託形態は、次のとおりである。

(単位 千円)

監 査 対 象 施 設	区 分		委 託 内 容	平成12年度委託金額 (県費)	備 考
	全 部	一 部			
しまね海洋館	○		管理運営及び事業	238,229	利用料金制
女性総合センター	○		〃	111,652	
県民会館	○		〃	388,441	
美術館		○	管理運営の一部	118,497	
三瓶自然館	○		管理運営及び事業	250,771	
いきいきプラザ島根	○		管理運営	121,658	
いわみーる	○		管理運営	87,237	
宍道湖自然館	○		管理運営及び事業	122,155	(H13予算)
産業交流会館	○		〃	29,500	利用料金制
武道館	○		〃	62,956	
体育館	○		〃	91,915	
サッカー場	○		〃	18,026	
少年自然の家		○	管理運営の一部	79,847	
青少年の家	—	—	—	128,951	県直営
博物館		○	管理運営の一部	53,158	
八雲立つ風土記の丘	○		管理運営及び事業	74,929	
古墳の丘古曾志公園	—	—	—	18,029	県直営

(5) 施設の利用状況

最近の3か年の施設利用状況は、次のとおりである。

監 査 対 象 施 設	施 設 の 利 用 区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
しまね海洋館	入館者 (有料)	—	—	1,349,892人
女性総合センター	研修室等の利用者	—	34,162人	41,822人
県民会館	大・中ホールの利用者	163,068人	159,967人	138,224人
美術館	入 館 者	—	482,035人	320,584人
三瓶自然館	利 用 者	47,879人	41,413人	39,735人
いきいきプラザ島根	研修室等利用者	80,593人	155,060人	169,260人
いわみーる	研修室等利用者	—	H12. 5 オープン	42,994人
宍道湖自然館	入 館 者	H13. 4. 21オープン (参考H13. 4月~11月 184,450人)		
産業交流会館	会議場稼働率	29.9%	30.8%	34.2%
	展示場稼働率	39.5%	44.0%	32.1%
武道館	利 用 者	59,746人	39,327人	20,037人
体育館	利 用 者	54,177人	51,093人	77,941人
サッカー場	利 用 者	11,794人	52人	5,010人
少年自然の家	利 用 者	16,381人	15,943人	15,009人

博 物 館		1	1	2	3	11 (兼 4)	18 (兼 4)
八雲立つ風土記の丘			4	3	1	2 (兼 1)	10 (兼 1)
古墳の丘古曾志公園						6 (嘱託 2 人)	6

() は内数、兼～兼務、非～非常勤

- * 1 女性総合センターの館長は、非常勤
- * 2 県民会館は、文化振興財団事務局職員と兼務
- * 3 美術館は、管理部門の一部を委託
- * 4 いきいきプラザ島根の館長、事務局長、総務課長は、社会福祉事業団事務局の職員が兼務、臨時職員は、事業団が独自措置
- * 5 いわみーるの館長は、介護研修センター石見分室長が兼務
- * 6 宍道湖自然館の館長は、非常勤
- * 7 体育館の館長、管理課長は近接する石見武道館の館長、管理課長を兼務
- * 8 サッカー場の場長は、益田市文化スポーツ振興財団の常務理事が兼務
- * 9 少年自然の家は、管理部門を委託。事業部門は、県職員 3 名を配置
- * 10 博物館は、管理部門を委託。事業部門は、県職員 11 名（うち館長を含め 4 名文化財課職員が兼務）を配置
- * 11 八雲立つ風土記の丘の館長は、島根女子短大学長が兼務
- * 12 古墳の丘古曾志公園は、県埋蔵文化財調査センターが管理職員は、事務分掌上 4 人が携わるが、嘱託警備員 2 名で現地管理

2 施設の収支等の状況について

(1) 団体の収入

平成12年度における14施設の収入状況（施設運営に係る会計）は、次のとおりである。（監査対象17施設のうち「宍道湖自然館」は、平成13年度開館のため除外、「古墳の丘古曾志公園」「青少年の家」は、県直営であるため除外）

【収入状況】

（単位：千円、％）

種 類	内 容	収 入 額	収入総額に対する比率
県支出金	受託料収入 (13施設)	1,478,796	42.8%
	負担金収入 (1施設)	238,229	6.9%
利用料金収入 (2施設)	施設の利用に係る料金を管理委託先団体に収入とするもの	1,672,325	48.4%
その他収入	上記以外に係る収入（団体の収益事業からの繰入等）	66,309	1.9%
収入合計		3,455,659	100%
参考 使用料収入等 (12施設)	設置条例に基づき県が収入する施設使用料及び財産使用料	(251,943)	(17.3%)

※参考

使用料収入等（12施設）の比率は、支出総額に占める割合を示す。

(2) 団体の支出

平成12年度における14施設の支出（施設運営に係る会計）は、次のとおりである。

【支出状況】

(単位：千円、%)

種 類	内 容	支 出 額	支出総額に対する比率
人 件 費	施設に勤務する職員の給料、諸手当、法定福利費など	828,992	34.9%
再委託経費	施設の清掃、警備、設備等の保守点検など施設の維持管理に伴う再委託経費	568,559	23.9%
管 理 費	施設の運営に係る事務費、光熱水費等の一般管理費	522,611	22.0%
事業費及びその他経費	施設の管理運営費、施設を利用した事業に係る経費等	456,735	19.2%
支 出 合 計		2,376,897	100%

* 1 博物館、少年自然の家は、事業部門の人件費は含まれていない。

* 2 美術館は、管理部門の一部を委託しているため委託部分のみ集計に加えた。

* 3 収支差1,078,762千円は、剰余金（黒字）

(しまね海洋館が平成12年度、1,115,603千円余の剰余金のため)

(3) 団体の予算・会計制度について

県から委託を受けた団体は、寄附行為等に基づいて、団体独自の予算・会計制度により管理運営を行っているが、団体の会計の仕組みは各団体が最も適切と思われる制度により行っており、その制度を分類すると次のとおりとなる。

監 査 対 象 施 設	予 算 ・ 会 計 制 度	説 明
・三 瓶 自 然 館 ・しまね海洋館	一 般 会 計	人件費、建物等施設管理運営費、設置目的に係る事業費、団体の自主事業、受託事業
	特 別 会 計	売店の売上、自販機の売上、ロゴマーク使用料収入等法人税の課税対象事業
文 化 振 興 財 団	一 般 会 計	人件費、建物等施設管理運営費、特別会計繰出金（取崩型基金を特別会計へ繰出）
	特 別 会 計	設置目的に係る文化事業費、収益事業（チケット販売、グッズ販売、売店売上等） 収益事業のみ法人税の課税対象
く に び き メ ッ セ	一 般 会 計	コンベンション誘致事業費、調査・企画事業費（自主事業）
	特 別 会 計	人件費、建物等施設管理運営費、設置目的に係る事業等 法人税の課税対象
・社会福祉事業団 ・ホシザキグリーン財団	特 別 会 計	団体が多くの事業を実施しているため、県から管理委託を受けた施設は、別に特別会計で処理する。
益田市文化スポーツ 振 興 財 団	一 般 会 計	会計は一つであるが、会計の中で県受託事業を区分して処理する。

しまね女性センター	事業毎に会計処理	(4 会計) ア 一般会計 (相談事業、調査研究事業、学習研修事業等) イ <u>施設運営会計</u> (建物等施設管理経費、情報ライブラリー運営等) ウ 事業運営基金会計 (自主事業を行うための取崩型基金運営) エ 収益事業会計 (宿泊事業)
体 育 協 会	事業毎に会計処理	(4 会計) ア 一般会計 (スポーツ振興事業、人件費等事務局費等) イ 教育委員会受託事業特別会計 (競技力向上対策事業費、国体関係経費等) ウ <u>県立体育施設管理受託事業特別会計</u> (武道館、体育館等体育施設管理運営経費) エ 県立体育施設スポーツ教室特別会計 (スポーツ教室開催経費)

(4) 県の予算措置状況等について

① 地方自治法第244条の2第3項に基づいて、公の施設を管理委託しているが、その予算措置状況は、概ね次のとおりである。

ア 所管課

- ・施設使用料及び財産使用料は、利用料金制の施設を除いて県の収入とする。
- ・施設の管理運営に要する経費 (人件費、光熱水費、設備等業者再委託経費等) は、県が全額委託料として予算措置を行う。
- ・公の施設の設置目的を遂行するための事業費は、委託料に含める場合、別途補助金等で支出する場合、取崩型基金として一括して県が支出する場合などがある。
- ・施設修繕のうち小修繕は、県が委託料に含め予算措置し、団体が執行する。大規模修繕、改良工事等は、県が別途予算措置を行い県が施工する。
- ・備品は、県が購入し、施設管理と併せ管理委託を行うのが原則となっている。

イ 委託団体

- ・利用料金制の団体を除いて、県が予算措置した範囲内で管理運営、事業を実施するため収支が均衡する。
- ・施設整備、備品整備など県が行うため、減価償却資産が少ない。
- ・複数の施設の管理を行う団体は、施設毎の管理運営予算とせず団体人件費を事務局費として一括計上するため、施設別の管理費全体像の把握が困難となっている。

(このたびの調査では、施設別の運営費の所要額を調査するため、便宜上人件費を施設毎に振り分けた。)

② 地方自治法第244条の2第4項に基づく利用料金制を採る施設は、「しまね海洋館」及び「産業交流会館」であるが、この2施設の予算・会計の相違点は次のとおりである。

区 分	しまね海洋館(アクアス)	産業交流会館 (くにびきメッセ)
所 管 課	定住企画課	商工企画課
県 支 出 金	繰出基準に基づく負担金	委託契約に基づく委託料
施 設 使 用 料	施設の利用に係る料金を委託団体の収入とする。	施設の利用に係る料金を委託団体の収入とする。
財 産 使 用 料	県が収入し一般財源とする。	県が収入するが委託料の一部として団体に還元する。

会計区分	一般会計 ・社会教育施設であり入館料等収益は非課税扱い。 ・費用負担として、社会教育施設相当部分及び光熱水費等面積按分により、県が負担。(概ね3割程度を目安)	一般会計 ・コンベンション誘致事業、企画調査事業等(自主事業)
	特別会計 ・団体独自の純収益事業(自販機売上、売店売上、ロゴマーク使用料収入等) ・収益の一部を団体一般会計に繰出する。 ・法人税の課税対象。	特別会計 ・展示場等貸付収入、県委託料収入による会館の管理運営事業 ・費用負担として、非収益、不採算部門を面積按分により県が負担(概ね1割程度) ・法人税の課税対象

(5) 県直営施設と委託施設について

① 「青少年の家(サン・レイク)」(所管：生涯学習課)

県直営であるが、同種の施設「少年自然の家」(所管：生涯学習課)は、(財)島根県文化振興財団に管理委託している。

ア 運営形態比較検討(平成12年度)

区 分	青少年の家	少年自然の家
管 理 形 態	県直営	財団へ委託(管理部門のみ)
所 在	平田市	江津市
設 置 目 的	青少年社会教育施設	青少年社会教育施設
設 立 年 月 日	H 3.4.1	S 50.4.1
敷 地 面 積	72,940㎡	131,253㎡
建 物 面 積	9,234㎡	5,991㎡
利 用 者 (年間)	63,557人	15,009人
利 用 者 構 成	小中学生45%、成人43%	小中学生60%、成人31%
施設使用料収入	14,939,260円	4,030,110円
財産使用料収入	60,320円	15,920円
H 12 決 算 額	128,951千円(嘱託13人分の人件費含む)	79,847千円(財団7人分の人件費含む)
施設維持費	15,650千円	12,334千円
職 員 数	県職員11人(うち事業部門7人) 嘱託13人	財団職員7人(うち嘱託3人) 県職員3人(事業部門)

イ 運営の実態

- ・「少年自然の家」は、事業部門に3人の県職員を配置しているが、管理部門は文化振興財団に管理委託。施設規模に比べ職員数は少人数で運営し効率化を図っている。主催研修内容が小中学校を対象とするプログラムであり、各学校の引率教員の役割が大きく、少人数の専門指導員でも対応が可能である。
- ・「青少年の家」は、主催研修内容が生涯学習を含む多様な研修プログラムであり、事業部門の職員数が多くなっている。

② 「古墳の丘古曾志公園」(所管：文化財課)

県直営であるが、同種の施設「八雲立つ風土記の丘」(所管：文化財課)は、(財)島根県文化振興財団に管理委託している。

ア 運営形態比較検討(平成12年度)

区 分	古墳の丘古曾志公園	八雲立つ風土記の丘
管 理 形 態	県直営	財団へ委託
所 在	松江市古曾志町	松江市大庭町
設 置 目 的	古代文化遺産の保存・活用を図る公園	古代出雲文化発祥に係る史跡、文化財の保存・活用
設 立 年 月 日	H 3 . 4 . 1	S 47 . 4 . 1
敷 地 面 積	42,062㎡	126,369㎡ (市内10個所に分散する古墳等)
建 物 面 積	674㎡	1,955㎡
利 用 者 (年 間)	23,156人	資料館 18,761人 ガイダンス山代の郷 10,249人
施設使用料収入	31,030円	3,181,000円
財産使用料収入	2,770円	32,460円
H 12 決 算 額	18,029千円	76,856千円 (財団 8 人分の人件費含む)
施設維持費	9,643千円	11,494千円
職 員 数	近接する県埋蔵文化財調査センターで管理	財団(職員 4 人、嘱託 3 人、臨時 1 人) 外に所長(兼務)、副所長(県派遣)

イ 運営の実態

- ・「古墳の丘古曾志公園」は、古墳と復元した模型古墳、野外ステージ等で構成された公の施設であるが、公共用財産である公園と同様に自由使用が原則である。管理は、嘱託警備員を 2 名配置し、近接する県埋蔵文化財調査センターが行っている。
- ・「八雲立つ風土記の丘」は、市内10個所に点在する古墳、史跡、資料館、ガイダンス施設等があり、管理対象地域的が広範囲かつ博物館的性格を有しており、県は、その管理運営を博物館等を委託している(財)島根県文化振興財団に委託し、専門性が発揮できるように図っている。

(6) ボランティア等の活用状況

① 平成12年度における活動状況

区 分	活用状況等	人 員	謝 礼 等
しまね海洋館	水族の教育普及・啓発を主とする展示解説ボランティアを検討中	未定	未定
女性総合センター	・生け花展示 ・環境・ディスプレイサポーター、ライブラリーサポーター等募集中	18人	粗品贈呈
三瓶自然館	インタープリターの会 (三瓶自然館でのイベントの補助、自然観察会の補助等)	延べ 402人	・昼食の提供 ・被服類の貸与
産業交流会館	・松江市観光グッドウイイルガイド連絡会(コンベンションの通訳等の手伝い) ・不味流大円会(茶道ボランティア)	40人 15人	・研修費の助成 ・ボランティア保険

サ ッ カ ー 場	サッカー教室のアシスタント派遣等	延べ 120人	交通費程度を支給
八雲立つ風土記の丘	出雲の国まほろばガイドの会 (史跡の見学案内等)	54人	公民館活動の一環 として実施
武道館、体育館	外部指導者 (ボランティアの性格が強い)	武道館71人 体育館83人	時給1,000円
青 少 年 の 家	・学生ボランティア(研修指導補助) ・湖面協力者会(研修指導補助) ・施設協力者(非常勤講師) (ボランティアの性格が強い)	延べ96人 283人 219人	時給700円 時給1,500円 時給1,200円

3 施設等維持管理に係る業務委託等について

県は、毎年度予算編成方針に基づいて予算要求枠を設定し、そのうち施設等維持管理費について平成12年度は、前年の90%以内、平成13年度は、前年の97.5%以内とした。

所管課では、この方針に基づいて団体と管理委託契約を行い団体では、受託施設に係る施設等の維持管理を専門の業者へ再委託を行った。

(1) 契約状況について

- ① 団体では、この方針に基づき清掃委託、警備委託、設備等保守点検委託等の仕様書の見直し、積算単価の引下等積算基準の見直しを行い積算価格を設定した団体がある反面、見直しなどを行わず前年度契約額から10%カット、2.5%カットした価格を積算価格としている団体もあった。
- ② 清掃費、警備費、空気調和設備等の設備管理業務、空気環境測定等の環境衛生業務を一括して総合ビル管理業務委託として契約するケースが3施設(女性総合センター、いわみーる、いきいきプラザ島根)あったが、その他の団体では、業務ごとに個別契約を行っている。
- ③ 産業交流会館は、平成12年度まで総合ビル管理業務を随意契約により発注していたが、競争原理が働かない契約であったため見直すこととした。

平成13年度は、清掃業務、警備業務、設備機器管理(環境衛生管理含む)の3業務に分割し、さらに積算単価の算定に当たって、業務範囲、賃金単価、積算方法等の再点検を行い県管財課が示した設計マニュアル等を参考として委託設計書を作成し、指名競争入札で実施することにより、平成12年度に比べ約2千5百万円余の大幅な経費削減を図っている。

- ④ 清掃業務については、警備業務と併せて又は個別に各団体とも指名競争入札で契約しているが、設備・機械等の保守点検業務は、随意契約で発注していることが多く見受けられた。随契理由は、建設時に工事を請負った設備等の施工業者が業務に精通していることを挙げている。
- ⑤ 施設等維持管理費は、年度最終補正予算時、精算を行い剰余金が生じた場合、団体が県へ返還する制度となっている。

(2) 会計規程等について

団体は、寄附行為(定款)に基づいて、会計規程、経理規程、財務規則等名称は、様々であるが団体の規程に基づいて契約行為を行っている。

- ① 県が出資している団体の契約に関する事項は、単に「島根県会計規則を準用する」あるいは「島根県会計規則の例による」と規程する団体と島根県会計規則を準用し、具体的な条項まで定めている団体がある。したがって、県と同様の執行方法を行っている。
- ② 県立サッカー場を受託している(財)益田市文化スポーツ振興財団は、益田市が出資した公益法人であり、契約については、益田市契約規則の規程の例によるようになっており、委託契約は、益田市の規程に基づき執行している。

- ③ 宍道湖自然館を受託している(財)ホシザキグリーン財団は、民間団体が出資した公益法人であり、寄附行為に基づき管理運営を行っているが、同団体の会計規定では、県費執行基準が明確となっていない。

第5 意見

「公の施設」の維持管理の合理化に資する観点から、本県の主な17施設を対象として監査を行った。

その結果、各施設とも設置目的に従い、全体として概ね適切に維持管理に当たっていたが「公の施設」は、県民に利用され始めて設置目的が達成されるものであり、積極的な広報活動が必要な施設もあり、今後とも施設の有効活用に向け積極的な取り組みを求めるものである。

また、今後より一層厳しくなる財政状況を踏まえ、所管課及び団体では、連携を密にし効率的な運営と維持管理の合理化に向け積極的に取組まれるよう望むものである。

1 効率的な施設運営について

地方自治法では「公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、公共的団体等に委託することができる」となっており、今回監査対象とした17施設のうち15施設の管理運営を団体に委託している。

このことは、民間の手法の活用により県が自ら運営するよりも効果的と判断したものであるが、利用料金制を採る「しまね海洋館」、「産業交流会館」を除く他の施設の管理委託では、利用料金を県の収入とし、団体が必要とする経費は、県が人件費も含めすべて委託料で負担する仕組みとなっている。このことは、実質的に県自ら運営すると大きな差がないように思える。

このような委託形態では、委託団体が赤字となることもなく、経費節減に向け積極的に取組む姿勢が希薄であり、毎年度予算の範囲内で執行するのみで緊張感を欠く制度となっており、団体が主体的な役割を果たす制度の適用が望ましいと考える。

(1) 利用料金制の拡大について

団体が自立した管理運営を行うためには、利用料金制の適用の拡大について検討することも必要であり、例えば、集客施設の一面を持つ「県民会館」、「三瓶自然館」、「宍道湖自然館」等について検討されることを要望する。

(2) メリットシステムの導入について

施設の維持管理に当たり、数値目標を設定し「経費節減対策」、「収入増対策」等に取り組む、一定の成果があった場合、その団体に対するメリットが発生するようなシステムを検討されることを要望する。

例えば、しまね海洋館が行っているような勤勉手当の成績給制を改良して、望ましいメリットシステムを他の委託団体にも及ぼす方向で検討することも必要である。

(3) バランスシート等の導入について

施設の管理運営を委託している場合、管理運営経費は、県が委託料等で支出しているが、建物、機械設備、備品等主要な資産は県有財産であり、委託団体が作成する現行のバランスシートに反映されないため、施設全体の経営状況の把握が困難となっている。

近年、美術館、海洋館、宍道湖自然館等の大規模施設の供用が始まったが、一施設としての経営状況を把握するためには、建物、構築物、備品等の償却資産や県職員の人件費をも取り込んだ、一つの県立施設としての経営状況を明らかにし、企業的な発想で今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化に反映させていくことも必要と考える。

そのためには「公の施設」の行政コスト計算書を含めたバランスシート等の導入が有効であり、所管課においてその導入を検討されることを要望する。

(4) 複数施設を受託している団体事務局の役割について

① (財)島根県文化振興財団について

団体事務局は、県民会館の管理運営を行う組織を主体としており、文化に関する6施設を一括して受託し

ているメリットが生かされていない。

団体事務局として、各施設管理者が施設等維持管理委託契約の執行に当たり、積算基準の統一、業者選定の情報提供など有利な契約が行えるよう、指導的な役割を果たすことや場合によっては事務局で一括契約するなど複数施設を受託しているメリットを最大限生かすことが肝要である。

そのためには、団体事務局の管理能力を高め、受託施設全体で維持管理の効率化を図っていくことが重要であり所管課には指導を強化されたい。

② 助島根県体育協会について

同団体は、県立体育施設の 5 施設を受託しているが、上記と同様に複数施設を受託しているメリットが生かされていないので所管課には指導を強化されたい。

2 経費節減対策等について

予算編成方針により、結果的に 2 年間で 12.5% の施設等維持管理経費の削減を図ったが、施設の管理委託費の積算に当たって所管課及び団体では、本県の厳しい財政事情を踏まえ、施設等維持管理委託の執行方法について業務内容の再点検、積算価格の見直し等を行い経費節減に向けより一層努力されたい。

(1) 施設等維持管理の合理化について

① 競争入札の活用について

施設等維持管理委託業務について、随意契約で発注しているものが相当数見受けられるが、競争性の確保が可能な業務については、積極的に競争入札の活用を図り、経費節減に結び付けていくことを要望する。

② 業務委託費の積算について

施設等維持管理業務のうち数種類の業務を総合ビル管理業務委託として一括して発注すれば、契約額も大きくなり、相対的に割安となるはずであるが、11 ページ(1)③産業交流会館の平成12年度までの事例に見られるように、割安とならない場合もあり、業務内容をよく精査し、積算価格の算定に当たり諸経費率の適用を工夫するなど経費節減に向け努力する必要がある。

産業交流会館では、平成13年度予算執行に当たり、施設管理をいかに経済的、効率的に行うか問題意識を持って、自ら積極的に経費削減に取り組んだ結果であり、他の団体としても大いに参考としていただきたい。

(2) 団体への指導監督について

① 団体の自律性確保について

所管課の委託団体に対する指導監督については、利用状況報告、予算要求、運営上の連絡などをとおして随時、管理運営状況の把握に努めている。

その反面、団体の多くは、予算面から見ると県が予算措置したとおり、運営面から見ると県の指示・指導を待って運営を行い、団体が自主的に考え提案するといったことが見受けられない。

所管課は、委託した団体が施設の維持管理の合理化に向け積極的、自主的に取り組むよう指導を強められたい。

② 団体間の人事交流について

文化振興財団のように複数の施設を受託している団体は、団体内での人事異動も可能であるが、管理運営を 1 施設だけで行っている団体では、その団体に採用された職員は人事異動することもなく定年まで勤務することとなる。

団体の職員は、少人数のところが多く、一度その職務に携わるとその職員が永年にわたりその職務のみ携わることとなりマンネリ化した執行体制となっている。

各団体における職員の待遇が一樣でないため人事異動は難しいと思われるが、2～3 年間の出向という形で団体間の人事交流を図り組織の活性化が図られないか検討を要望する。

特に会計関係職員は、各団体とも基本的に同様の事務を行っており交流は可能と考えられ、職員の意識改革、資質向上等の観点からも検討を加えられることを要望する。

③ 予算・会計制度について

公益法人設立時の経過や施設を受託するに当たり団体側の事情などの経緯から複雑な体系であるが、団体の事務改善、情報公開等を勘案すると施設の管理委託に係る望ましい予算・会計制度のあり方について検討されることを要望する。

3 情報交換等会議の設置について

施設の管理者は、他の施設管理者がどのような管理運営を行っているか、情報が不足している。産業交流会館（くにびきメッセ）が取り組んだ経費節減対策が他の団体が行っている施設の管理運営に反映されていくことが重要と考える。

施設等維持管理は、基本的に各団体とも概ね同様であり共通する課題、問題等重なる部分も多くあると思われるので、所管課及び団体間で情報交換を行う「公の施設管理運営会議」（仮称）といった会議を設置され、研究、検討されたらどうか提案する。

なお、人事交流、予算・会計制度のあり方及び団体職員の研修についても同会議で検討されることを要望する。

4 県直営施設の管理委託について

「青少年の家」と「古墳の丘古曾志公園」は、県直営で管理運営を行っているが、一方では、同種の施設を団体に管理委託しており、委託の可能性について検討した。

(1) 青少年の家

① 9ページの運営形態比較表から施設の規模、地理的要因、主催研修事業内容、利用者等が大きく相違するため、県直営より管理委託が直ちに効果的かどうか見いだせないが、管理委託した「少年自然の家」が経費的に効率化を図っていると考える。

② 所管する生涯学習課では、管理部門を委託する方向で検討しているが「少年自然の家」と同一団体へ管理委託することにより管理部門の合理化はもとより事業部門の相互応援など管理委託のメリットが最大限に生されるよう、また維持管理の合理化に結びつくよう効果のある管理委託を検討されたい。

(2) 古墳の丘古曾志公園

9ページの運営形態比較表から施設の性格は相似しているが、管理内容が大きく相違するため委託した方が効果的かどうか見いだせない。公園が設置され10年経過し、年間維持管理費が1,800万円余を要している現状からその管理のあり方を再検討し、特に経費削減の観点から管理委託を検討する時期と考える。

5 ボランティア等の活用について

近年、ボランティア等社会参加活動が活発化し、自らの時間、技術、経験等を生かし、社会に貢献活動を行うことの重要性が認識されている。

公の施設の管理運営形態上、ボランティア等の活用が困難と思われる施設もあるが、ボランティア等への参加の意義、広報に努め、可能な限り受け入れて行くことが望ましいと考える。

特に元気のある高齢者の活用について検討されたい。

別 紙

資料 1

施 設 別 委 託 団 体 の 概 況

No. 1

施 設 名 称	しまね海洋館 (アクアス)	女性総合センター (あすてらす)	三瓶自然館	県民会館	美 術 館	総合福祉センター (いきいきプラザ)	
施設所在地	浜田市久代町	大田市大田町	大田市三瓶町	松江市殿町	松江市袖師町	松江市東津田町	
担 当 課	定住企画課	県民課	景観自然課	文化振興課	文化振興課	長寿社会課	
団体所管課	定住企画課	県民課	景観自然課	文化振興課	文化振興課	障害者福祉課	
委託団体名	財団法人しまね 海洋館	財団法人しまね 女性センター	財団法人三瓶 フィールドミ ュージアム財団	財団法人島根県 文化振興財団	財団法人島根県 文化振興財団	社会福祉法人島 根県社会福祉事 業団	
基 本 財 産 (うち県分)	1 億円 (1 億円)	1 億1205万円 (1 億円)	4 千万円 (3 千万円)	1 億円 (1 億円)	1 億円 (1 億円)	500万円 (470万円)	
供 用 開 始 年 度	平成12年度	平成11年度	平成 3 年度	昭和43年度	平成11年度	平成 7 年度	
理 事 長	島根県知事	島根県知事	県環境生活部長	島根県知事	島根県知事	島根県理事	
職 員	正 規 員	23人	4 人	8 人	19人	1 人	5 人
	県職員	2 人	6 人	0	1 人	14人	0
	その他	15人	9 人	15人	4 人	27人	2 人
管 理 委 託 金 額	238,229千円	100,200千円	255,417千円	477,545千円	118,497千円	121,658千円	
施 設 管 理 事 業 費	673,602千円	104,112千円	273,996千円	711,240千円	302,511千円	121,658千円	
団 体 の 総 事 業 費	754,882千円	155,741千円	302,548千円	1,304,685千円	571,590千円	いきいきプラザ 特別会計	
施 設 等 利用県収入 ()は利用料金制	(1,487,897千円)	7,632千円	7,775千円	61,571千円	155,628千円	16,940千円	

No. 2

施設名称	総合福祉センター (いわみーる)	宍道湖自然館 (ゴビウス)	産業交流会館 (くにびきメッセ)	武道館	体育館	サッカー場	
施設所在地	浜田市野原町	平田市園町	松江市学園南	松江市内中原町	浜田市黒川町	益田市乙吉町	
担当課	長寿社会課	漁業管理課	商工企画課	保健体育課	保健体育課	保健体育課	
団体所管課	障害者福祉課	定住企画課	商工企画課	教育庁総務課	教育庁総務課	益田市	
委託団体名	社会福祉法人島根県社会福祉事業団	財団法人ホンザキグリーン財団	財団法人くにびきメッセ	財団法人島根県体育協会	財団法人島根県体育協会	財団法人益田市文化スポーツ振興財団	
基本財産 (うち県分)	500万円 (470万円)	1億円 (無)	8億902万円 (4億円)	500万円 (500万円)	500万円 (500万円)	562万円 (無)	
供用開始年	平成12年度	平成13年度	平成5年度	昭和45年度	昭和52年度	昭和54年度	
理事長	島根県理事	坂本 薫俊	島根県知事	島根県知事	島根県知事	益田市助役	
職員	正職員	3人	4人	7人	6人	8人	2人
	県職員	0	0	1人	0	0	0
	その他	1人	7人	11人	1人	0	1人
管理委託金	87,237千円	(122,155千円)	29,500千円	62,956千円	91,915千円	18,026千円	
施設管理事業費	87,237千円	(122,155千円)	253,773千円	270,669千円	270,669千円	18,026千円	
団体の総事業費	いわみーる 特別会計	277,955千円	323,892千円	620,557千円	620,557千円	151,910千円	
施設等利用県収入 ()は利用料金制	3,346千円	28,000千円 (H13予算額)	(184,427千円)	3,593千円	8,838千円	32千円	

No. 3

施設名称	少年自然の家	青少年の家 (サン・レイク)	博 物 館	八雲立つ 風土記の丘公園	古墳の丘 古曾志公園	
施設所在地	江津市松川町	平田市小境町	松江市殿町	松江市大庭町	松江市古曾志町	
担 当 課	生涯学習課	生涯学習課	文化財課	文化財課	文化財課	
団体所管課	文化振興課	—	文化振興課	文化振興課	—	
委託団体名	財団法人島根県 文化振興財団	県直営	財団法人島根県 文化振興財団	財団法人島根県 文化振興財団	県直営	
基本財産 (うち県分)	1億円 (1億円)	—	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	—	
供用開始 年 度	昭和50年度	平成3年度	昭和34年度	昭和47年度	平成3年度	
理 事 長	島根県知事	—	島根県知事	島根県知事	—	
職 員	正 規 職 員	4人	—	2人	4人	—
	県職員	3人	11人	11人 (兼務4人)	2人 (兼務1人)	4人 (分掌事務)
	その他	3人	13人	5人	4人	2人
管理委託 金 額	79,847千円	—	55,394千円	74,930千円	—	
施設管理 事業費	79,847千円	128,952千円	53,158千円	76,856千円	18,029千円	
団 体 の 総 事 業 費	1,304,685千円	—	1,304,685千円	1,304,685千円	—	
施設等 利用県収入 ()は利用料金制	3,485千円	14,490千円	1,027千円	3,181千円	32千円	

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月十六日印刷
平成十四年四月十六日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南

松島

陽根

印刷所

県庁

定価一箇月

金二千四百二十円

(送料共)